

266. 下長遺跡出土の 木製品について

平成8年度より守山市古高町に所在する下長遺跡第17次発掘調査を実施しているが、類例の少ない翳状木製品、および準構造船部片が出土したので報告することにする。

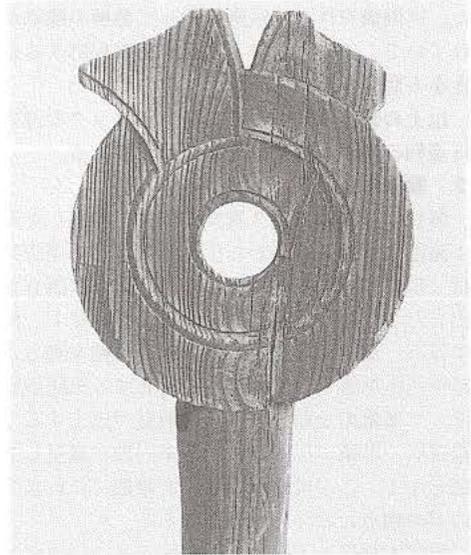
調査は、面積約8,800m²を測る水田地を対象となった。工場地造成工事に先立ち実施し、平成8年10月から平成9年11月に終了予定である。

1. 既往調査成果

下長遺跡では、今回の調査着手後に実施した1件を含め既往調査は18件を数え、多様な成果が蓄積されているため出土品を報告する前に先ず、既往調査を概観することにしたい。ただし、今回の出土品に直接関連しないものについては割愛する。

さて、遺跡周知の契機は踏査によって、ほぼ現古高工業団地一帯に土器散布が認められたことによる。代表小字名をもって下長遺跡と命名され、集落跡として周知されたが、その実態は詳らかではなく、解明作業は昭和58年の第1次調査を待たなければならなかった。昭和62年の第2次調査も含めて分布北西の縁辺部で実施されたが、第3次調査以降で検出する濃密な集落遺構とは隔絶した調査内容であった。第1次調査では散在する風倒木痕の中、小規模な流路、数棟の掘立柱建物、土壇、ピットが広大な調査地からの検出遺構の全てで、空閑地的様相を呈していた。ただ注目すべき点は方形に伸びる溝、素文鏡や竪杵の出土する土壇の検出で、このことからこの時点ではまだ把握していない古墳時代前期集落の祭祀域として報告した。第2次調査地についても数基の土壇の検出に止まったが、ここからも布留式併行期に比定できる略完形品の土器器甕、鉢、高坏などがあたかも埋納の状態出土し、第1次調査地の土壇同様に祭祀の性格を想定した。

そして、年号の改まった平成元年、本格的な調査が継的に着手された。工業団地造成、工業建築に原因を發する第3次以降の調査である。いずれの調査も端著の第1、2次調査でその存在を予察した集落域で行われ、この遺跡に形成された古墳時代前期集落が拠点的とも形容できる集落規模が次第に明らかになり、調査を重ねる毎にそのことを傍証して行った。



翳状木製品頭頂部

まず、平成元年～3年に行われた第3～10次調査では通常の前期集落の住居形態が竪穴住居であるのに対し、既に掘立柱建物集落に移行して、先進性を備えていたことが確認されたのである。更には、集落域を貫く旧河道からは搬入土器の他、初期須恵器や韓式系土器、石釧、鏡、柄頭や「やまと琴」、小型仿製鏡、銅鐸の飾耳などの希少遺物出土した。搬入土器には山陰、瀬戸内、北陸、東海系が認められ、初期須恵器は大庭寺併行時期の比定しうる。この2種と韓式系土器の質量は、市内例の中にあっては他を大きく凌駕する。また、希少遺物として列記したいいずれも集落出土例はむしろ少なく、集落での祭祀を窺う資料とされている。特に柄頭は木地に赤漆に黒漆を塗り重ねて、直弧文を線刻し、赤と黒の色彩で意匠を凝らした精巧な作りである。

この旧河道は緩慢な谷状地形を呈する現況地形からも看取することができ、周辺に比して低地地形は原始、古代からこのあたりが川筋になっていたことを物語っており、旧河道に絡むようにして、検出された幾条もの溝もその衰退の後、小規模ながら流路として機能したものだだろう。かつての野洲川が野洲、栗太両郡を画

していた堺川であり、その支流として機能していたのではないかと推測できる。そして、調査結果から古墳時代初頭には既に衰退し、埋没していったと考えられ、多様な遺物の出土はその後に形成された前期集落での使用品が次々に廃棄された結果である。

平成4年に実施した一連の調査（第11次調査）では2間×3間の規模で大型建物が検出されている。古墳時代初頭に時期比定でき、集落首長の居館と考えられた。区画溝を伴い、区画に沿って数棟の建物が配置されていて、このことから拠点集落に相応する首長の存在をも想像させた。

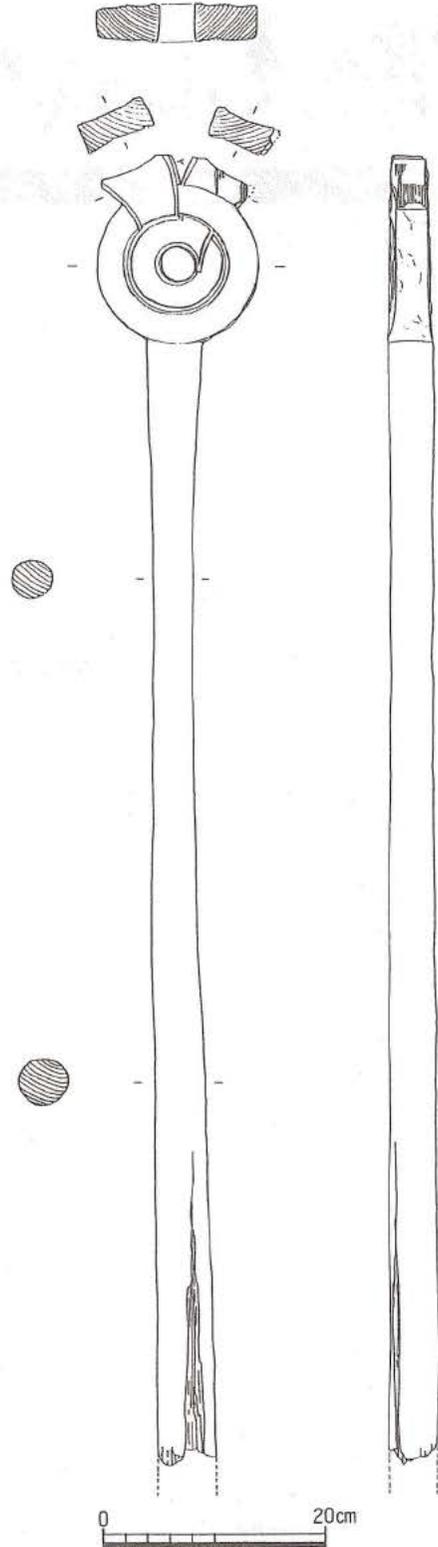
以上の調査成果から更にシンボリックな遺構あるいは遺物の出現が待たれていたわけである。

2. 翳状木製品

翳状木製品は、第3次調査以降で検出した旧河道の下流部に当たる地点から出土した。この周辺で旧河道は二流に分岐するのであろうか、第3次調査地他で検出したような広範な旧河道流域は存在せず、河幅は20m以下、深さはGL-2m前後の規模を測る。上層・暗灰色系粘質土層～有機質を含有する黒灰色粘質土層、そして多量の土器や木器、木製品が出土する下層・有機質層の堆積が見られ、灰色系円礫が露呈して旧河道底となる。この堆積層序は、大雑把にこれまでの調査のどの地点においても同様である。

翳状木製品も下層の有機質層からの出土である。樹種同定の結果、スギ材を用いており、一木で削り出す。法量は、現存長116.5cmで、そのうち柄が99.7cm、円盤部分（以下「頭頂部」と呼ぶ。）が16.8cmを測る。頭頂部は直径約14.4cm、厚み3.2cm～4.0cmの円盤の上方に左右に外反する双脚部が付き、円盤中央には直径3.3cmの円孔を穿つ。両面には直弧文系統の組帯文がレリーフされている。直弧文を施す柄頭、あるいは同じく組帯文を施す八ノ坪遺跡出土の衣笠立飾りのような黒漆は塗布せず、木地のまま仕上げられている。柄は長径4.4cm、短径4.0cmを測り、断面形状は正円に近いが、頭頂部から20cm程下方でその太さが最小となり、長径3.6cm、短径3.4cmと中細り、再び漸次本来の形状に戻る。

以上が翳状木製品の形状特徴である。出土に際して「翳状木製品」と命名して報告したのは、奈良県・四条古墳出土木製品のなかに、厚み、組帯文の装飾はともかくとして、今回出土品の形状に近似する「翳状木製品」が報告されているためであるが、その性格については「儀杖」（以下「翳状木製品」を「儀杖」と呼ぶ。）と考えた。翳とは、「上代、天皇の即位または朝賀などの大義に、高御座に出御、群臣の拝賀を受ける際に左右から差し出し、顔を翳すもの」であり、団扇に長柄の付く形状で、団扇は素材として鷹の羽、あるいは絹



翳状木製品実測図

織物が考えられることや団扇にあたる頭頂部の大きさ、厚みからは翳として機能し得ないなどの点、長柄が均質ではなく、グリップ状の加工が施されているという決定的な点からの結論である。

3. 準構造船部片

次に準構造船部片が儀杖と同様の旧河道有機質層から出土した。触先、桜の樹皮で結合された船底部と舷側板の結合部片（以下、「結合部片」と呼ぶ。）と船底部片の3点である。結合部片は調査地南端から触先と船底部片は北端で出土し、両者は約100m余りの距離を置くが、同一個体と考えられる。樹種同定の結果はいずれもスギ材を用いている。

触先を除き、他の2点は全体から見れば極僅かな部片にすぎない。しかし、準構造船の県内出土例は、米原町入江内湖遺跡、彦根市松原内湖遺跡から複数部片が、また近江八幡市長命寺湖底遺跡からも縦板が出土するのみで、今回の出土が4遺跡目を数えるに過ぎず、全国的にも十指に余る程度である。更に船底部と舷側板が結合した状態での出土は今回が初例となり、貴重な資料であることは言うまでもない。これまで、八尾市久宝寺遺跡出土資料から船底部と舷側板とは樹皮結合後、楔を両部に打ち込むものと想定されたが、まさにその事を傍証した。

まず、触先は船底部船首に別材で装着されるものと考えられる。ほぼ完形で出土し、曲面的なつくりで唐鋤の様な形状を呈する。現存長約64.5cmを測り、装着のための出柄は約34°の角度で削り出し、12mm×14mm角の方孔が穿たれている。船首に柄差しで装着後、柄止めされたことが窺える。

結合部分は現存長約93.5cmで、約7.9cmの上下幅が残る。船首側は良好に観察でき、船底部に削り込まれた溝、舷側板端部は共に、触先の出柄角度と同じ34°の角度に仕上げられ、この角度で縦板が嵌め込まれたと考えられる。船底部と舷側板は28.7cmの間隔で2か所が樹皮結合されている。幅2.4cmの樹皮を二重に巻き舷側板側、舟底側の上下2か所に楔を打ち込んで固定する。更に樹皮に目クギ止めを施したとも考えられる痕跡も認められる。舷側板は厚み1.2cm、船底部上端は厚み3.0cmを測り、下方に従って漸次、その厚みを増す。船底部舷側部には幅1.0cm、深さ2.5cmの片溝を削り込み、L字状の段をつけて舷側板下面を支え結合の強度を高めている。もう1点、船底部片も結合部片の対側部に当たるものと考えられる部片で、現存長21.9cmを測る。結合部片

で見られるL字状の段、結合樹皮と楔も遺存している。

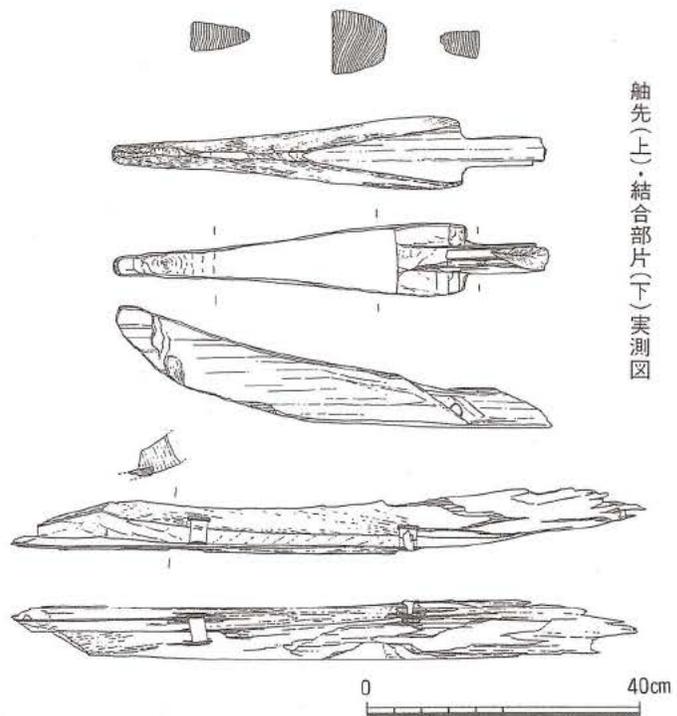
触先と部片2点では、その構造、規模を推し量るには余りにも情報が少ないが、唯一の資料とも言える久宝寺遺跡出土の準構造船と対比すると、①船底部と舷側板の結合、つまり、舷側板の段状の削り込みと樹皮楔止めという結合法、②船首部近くに縦板を嵌め込む溝の削り込みなど、多くの共通点が認められる。このことから久宝寺遺跡出土品に比べ規模は下回るが、構造については類似する二体成形船であると現時点では考えられる。

現在の琵琶湖岸から約3.5km内陸部に位置する下長遺跡へは中世以前の旧野洲川主流とされる界川の支流をその水運路としていたのだろう。そして、琵琶湖上から内陸部への物資の運搬には久宝寺遺跡例のような10mを越える大型船よりも、クリークや小河川を遡上する状況下ではパフォーマンスが高かったのではないだろうか。

4. まとめ

以上が現地調査終了直後に特記すべき木製品と考えた翳状木製品と準構造船の報告である。

儀杖とした翳状木製品については、菅見ながら、石川県畝田遺跡出土木製品^⑥に今回出土品の双脚部に似た「Y」字状の装飾が施されているが、それ以外には見当たらず、特異形状を呈する儀杖ということになる



触先(上)・結合部片(下)実測図

この形状が何に帰属するのかを思いつくまに記すことにするが、外反し、端部も円弧で表現される一対の双脚部から連想したのは、玉杖の杖頭部を飾る翼状飾りであった。それを組帯文の手法によって一枚の帯を丁度「水引」のように重ね合わせることで本来立体的な杖頭部を、次に一対の双脚間の上下に挟まれるように重なる円形の帯はおそらく、本来円筒状の軸受部をそれぞれ表現し、複数の帯を組むことによって完結されるものである。更に飛躍するが、玉杖を単純に模倣しなかったかという疑問については、リアリティーの追求よりも権威をシンボライズする組帯文の手法表現の方が平面的ではあるが、威儀具としての追加価値が生まれたからではないかと想像する。

儀杖の命名の由来となった四条古墳出土木製品は古墳周濠部から出土し、いわば木製埴輪として葬送儀礼の際に使用されたと考えられている。今回、下長遺跡で出土する儀杖を祖形とするような実体を模倣して作成されたもので時期が下るため、その時既に実体にも組帯文などの加飾が消失していたのかもしれない。下長遺跡出土品との関係をそう捉えておきたい。

次に、今回の調査で舟形木製品が3点出土した。これまでの調査でも3点、都合6点が出土したことになるが、そのうち1点が準構造船結合部に共伴する。全長約26.0cm、全高4.3cmを測り、粗雑なつくりながらそれと判断できるものである。他の5点のうち全容を呈するものは首尾同形状をしているのに対して、準構造船結合部共伴品は、一端(船首)は尖り、他方(船尾)は直線的に取めていて、まさに「舟形」形状の表現が認められる例外品である。おそらく実存品をモチーフに舟形はつくられたのであろうから、多少のデフォルメを考慮しても、船首、船尾に明確な形状差のある準構造船が存在していたと考えてもおかしくない。現在までのところ、二体成形船においてそのような構造は考えられていないが、部片に共伴していたことから、今回出土の準構造船が首尾形状が明瞭に異なる構造を備えていたことも考えられ、今後の検証課題となろう。

準構造船部片の出土は、背後に湖上水運の舞台たる琵琶湖を控えた古墳時代の水運、流通を証する資料であることはまちがいない、下長遺跡出土の搬入土器や初期須恵器なども琵琶湖を流通路として運びこまれたと理解ができる。

古墳時代後期、水運拠点周辺の前方後円墳含む古墳群成立の動機を琵琶湖各地の水運を掌握した有力豪族に求める考察がなされている^⑩。それは主要陸路に近在する近江町息長古墳群、高月町物部古墳群、高島町鴨稻荷山古墳、淀川水系の喉元に位置している国分大塚古墳の成立について、主要陸水路と湖上を結ぶプラットフォームたる水運拠点をテリトリー毎に豪族が確保し

た点を挙げている。古来より要衝の地として位置付けられてきた近江にあって、未成熟な陸路に代わる湖上水運が果たした役割は絶大で、政治的分業体制を前提とした流通のモノボライズによって生まれた優位性をその要因として指摘しているのである。

それに遡る古墳時代前期にもそのシステムが着々と整えられていて、水運を掌握していた豪族が存在したこと、湖南地域における水運による物資の集積地のひとつが下長遺跡であったのではないかと考える。また、そう考えると儀杖についても、この豪族、つまり下長遺跡の集落に起居した首長のステイタスを誇示するアイテムにほかならない。

調査成果の精査、点検作業がまだ十分整っていない現地調査途上での報告であり、今後修正すべき点は多々生じるものと予想するが、今回報告の2点の出土木製品によって古墳時代前期の拠点集落であった下長遺跡の実態がよりビビッドに浮かび上がってきたもの^⑪と考える。

(岩崎 茂)

註

- ① 「守山市文化財報告書第19冊」所収 守山市教育委員会刊 1991
- ② 奈良県橿原考古学研究所付属博物館特別陳列「四条古墳の木製品」資料 1994
- ③ 徳島文理大学教授 石野博信氏、および名古屋女子大学教授 丸山竜平氏には出土品を実見いただき、多大な御教示を頂いた。また、大阪大学教授 都出比呂志氏には資料からの御教示を頂いた。
- ④ 翳状木製品、準構造船部片の樹種同定等については、滋賀県立琵琶湖博物館 主任学芸員 布谷知夫氏の手を煩わせた。
- ⑤ 県内における準構造船出土例については、(財)滋賀県文化財保護協会調査普及課長 田中勝弘氏の御教示を得た。
- ⑥ 準構造船部片については、神戸商船大学名誉教授 松木 哲氏、(財)大阪府文化財調査研究センター中部調査事務所長 赤木克視氏の御教示を頂いた。
- ⑦ 「久宝南その2—近畿自動車道天理～吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書」(財)大阪文化財センター刊 1987、前掲⑥赤木氏の御教示による。
- ⑧ 「木器集成図録近畿原始篇」所収 奈良国立文化財研究所刊 1977 この木製品については櫓の可能性も考えられている。
- ⑨ 前掲① 都出氏の御教示による。
- ⑩ 前掲⑥ 松木氏の御教示による。
- ⑪ 細川修平 「古墳時代後期における琵琶湖の水運」 「物と人—古墳時代の生産と運搬—」所収 滋賀県立安土城考古博物館刊 1997